

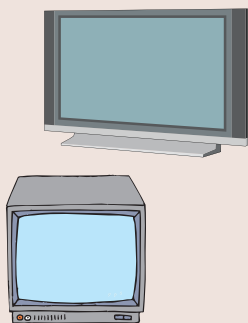
》家電リサイクル法対象機器の処分

以下の家電4品目については、家電リサイクル法に基づきリサイクルが行われています。
以下の処分方法に従って、適切に処分をしてください。

対象となる家電とリサイクル料金の例

テレビ (ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式)	洗濯機 衣類乾燥機	冷蔵庫・冷凍庫	エアコン
15型以下…1,870円 16型以上…2,970円	2,530円	170ℓ以下…3,740円 171ℓ以上…4,730円	990円

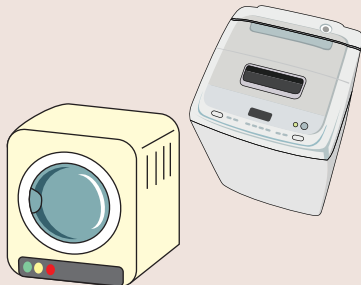
●テレビ



主要メーカーの令和2年7月現在の公表料金を記載しています。

料金はメーカーにより異なる場合がありますので、家電リサイクル券センターへお問い合わせください。

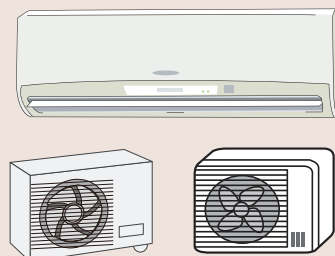
●洗濯機／衣類乾燥機



●冷蔵庫／冷凍庫



●エアコン



家電リサイクル券センター

 0120-319640 FAX03-3903-7551

受付時間：午前9時～午後6時（日・祝日を除く）

ホームページ：<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

処分方法1

購入した販売店、または買い替えをする販売店に引取りを依頼する。これらの販売店には引取りの義務があります。

必要な費用＝**リサイクル料金**＋**収集運搬料金**（料金は販売店に直接お問い合わせください）

処分方法2

自ら、指定引取場所に持ち込む。

必要な費用＝**リサイクル料金**＋**振込手数料**

手順① 処分する家電の大きさやメーカーを確認の上、郵便局でリサイクル料金を支払う。

手順② 郵便振替払込受付証明書を貼付した家電リサイクル券を持参し、指定引取場所に持ち込む。

※指定引取場所は変わることがあります。現在の引取場所の確認はこちらから



指定引取場所

株式会社ヒカミ
出雲市知井宮町 7-1
☎ 0853-22-1322

（至 出雲市内）



処分方法3

近くの家電店に引取りを依頼する。
（引取り可能かどうか直接お問い合わせください）

必要な費用＝**リサイクル料金**＋**収集運搬料金**（料金は家電店に直接お問い合わせください）

処分方法4

家電リサイクル券を発券できる業者（39 ページ）に依頼する。

必要な費用＝各業者へお問い合わせください。

》パソコンの処分

家庭で不用になったパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、メーカーなどによるリサイクルが行われています。以下の処分方法に従って、適切に処分をしてください。

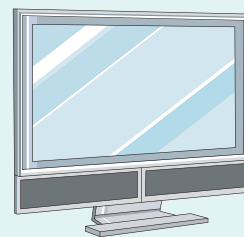
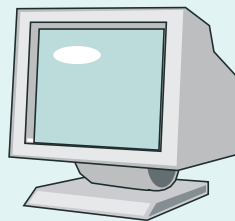
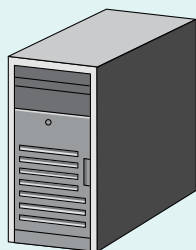
対象となるパソコン

●ノートパソコン

●デスクトップパソコン（本体）

●CRTディスプレイ及び
CRTディスプレイ体型
パソコン

●液晶ディスプレイ及び
液晶ディスプレイ体型
パソコン



申込み先

メーカー製の
パソコン

各メーカーへ
お申込みください。
※パソコン3R推進協会のホーム
ページで問合せ先を確認でき
ます

・自作パソコン
・倒産・撤退した
メーカーのパソコン
・海外で購入した
パソコン

パソコン3R推進協会へ
お申込みください。

お問い合わせ先

一般社団法人 パソコン3R推進協会
☎03-5282-7685

受付時間

午前 9時～正午／午後 1時～午後 5時
（土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ

<https://www.pc3r.jp/>

ホームページで排出方法及び主なメーカー
の回収先の詳細を確認できます。

申込み後の流れ

- ①メーカーまたはパソコン3R推進協会からゆうパック伝票が送られてきます。
（パソコンによってはリサイクル料金の支払いが必要な場合があります）
- ②パソコンを梱包し、送られてきたゆうパック伝票を貼ります。
- ③郵便局へ持ち込み、送付します。



平成15年10月以降に販売されたパソコンにはPCリサイクルマーク（左図）が表示されており、リサイクル料金が購入時にすでに支払われていますが、平成15年10月までに販売されたパソコンはリサイクル料金が必要です。

不法投棄は犯罪です！！

道路・空地・山・山林などに、ごみなどを不法に投棄することは犯罪です。
また、決められた集積場以外に、ごみを無断で持ち込むことも不法投棄です。
景観上・衛生上からも、決められたごみ処理をお願いします。

不法投棄禁止 違反の罰則

不法投棄をした者（未遂も含む）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役か1千万円以下の罰金、またはその両方、会社・団体などは3億円以下の罰金に処されます。

